

鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要綱（令和4年鹿屋市告示第221号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱

第1条中「施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号）」を「施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3092号）」に、「施設園芸等燃油価格高騰対策」を「施設園芸等燃料価格高騰対策」に、「鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金」を「鹿屋市施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業補助金」改める。

第2条第2号中「施設園芸等燃油価格高騰対策」を「施設園芸等燃料価格高騰対策」に改め、同条第3号中「及び灯油（以下「燃油」という。）」を「、灯油又はLPガス（以下「燃料」という。）」に改める。

第3条中「燃油購入」を「燃料購入」に改める。

第4条を次のように改める。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補填金受給月に購入した燃料のそれぞれの購入量に、次の表の左欄に掲げる積立区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額とする。ただし、算定に用いる燃料のそれぞれの購入量は、施設園芸等燃料価格高騰対策におけるそれぞれの購入予定数量を上限とする。

積立区分	支援単価
燃料価格の115%相当までの高騰に備えた積立てを行っている場合	1円
燃料価格の130%相当までの高騰に備えた積立てを行っている場合	2円
燃料価格の150%相当までの高騰に備えた積立てを行っている場合	3円

燃料価格の170%相当までの高騰に備えた積立てを行っている場合	3円
---------------------------------	----

第5条中「鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付申請書」を「鹿屋市施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書」に改める。

第6条中「鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書」を「鹿屋市施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

鹿屋市施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業補助金交付申請書

鹿屋市施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 燃料購入数量等

品 目	購入数量 (A)	補助単価 (B)	補助額 (A) × (B)	備 考
A 重 油	L	円/L	円	
灯 油	L	円/L	円	
L P ガ ス	k g	円/k g	円	

注1 購入数量は、施設園芸等燃料価格高騰対策の補填金受給月分の合算とする。

2 上記1の交付申請額は、品目ごとに算出した補助額を合算した額とする。

3 添付書類

- (1) 補填金の交付を受けたことを証明する書類
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記第2号様式及び別記第3号様式中「鹿屋市施設園芸等燃油価格高騰対策支援事業補助金」を「鹿屋市施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業補助金」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。